

# 保険・年金



やまでは、領収書を「」使用いただきますようお願いいたします。

問合先

**国民健康保険の医療費通知**

保険医療課

☎ 444-3168

FAX 443-3555

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆様に、「自身の診察にかかる費用を「ご確認いたくため、表のとおり医療費通知を送付しています。」

## 医療費通知の送付時期

後期高齢者医療		国民健康保険	
送付月	対象期間	送付月	対象期間
10月	1~5月 診療分	4月	1・2月診療分
2月	6~10月 診療分	6月	3・4月診療分
6月	11・12月 診療分	8月	5・6月診療分
		10月	7・8月診療分
		12月	9・10月診療分
		2月	11・12月診療分

この通知は、確定申告時における医療費控除の明細書として使用することができるですが、確定申告手続きの際にお手元に届いていない分につ

十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主訴とする疾患の治療を受けた場合

**【保険医療の対象となるもの】**

病院や診療所などで、同じ症状に

次のような場合は、届出が必要です。14日以内に手続きをしてください。

へ加入する場合

- ・単なる肩こり、筋肉疲労や慢性的症状に対する施術を受ける場合
- ・疲労回復や慰安目的、疾病予防の施術を受ける場合
- ・他の市町村から転入したとき
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなつたとき

**【施術を受けた際の注意事項】**

・施術を受けるには、「医師の同意書

または診断書が必要です。(骨折及

び脱臼の応急手当を受ける場合を除く)

・施術を受けた後、「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分

で署名してください。

・領収書を毎回発行してもらい、保管してください。

・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるので、「医師の診察を受けましょう。」

・住所や氏名が変わったとき

・世帯主が変わったとき

・保険証を失くしたり破損したとき

- へやめる場合
- ・施術を受けるには、「医師の同意書」の内容をよく確認し、必ず自分
  - で署名してください。
  - ・施術を受けた後、「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分
  - で署名してください。
  - ・領収書を毎回発行してもらい、保管してください。
  - ・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるので、「医師の診察を受けましょう。」
  - ・住所や氏名が変わったとき
  - ・世帯主が変わったとき
  - ・保険証を失くしたり破損したとき

へその他

- ・届出の理由により、必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

届出の理由により、必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

**【保険医療の対象となるもの】**

・柔道整復

・骨折、脱臼、打撲及び捻挫等の損傷

に対する施術を受ける場合

へあんま・マッサージ

筋痙攣、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする場合

へはり・きゅう

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五

☎ 443-3555

FAX 443-3555

問合先 保険医療課

☎ 444-3168

FAX 443-3555

問合先 保険医療課

☎ 444-3168

FAX 443-3555

**【国民健康保険に関する届出について】**

次のような場合は、届出が必要です。14日以内に手続きをしてください。

すので、14日以内に手続きをしてください。

# 環境・衛生



## 生活騒音について

生活騒音とは「テレビの音」「ピアノの音」「ドアの開閉音」「話し声」など家庭生活に伴って発生する音のことといいます。そのため、全く出さないというわけにはいきません。

しかし、音は人によって感じ方が違います。生活する上で避けられない音や自分にとっては気にならない音でも、周りの人にはうるさい音や不快な音として受け取られる場合があります。このことをお互いが認識し、日頃から自分が出す音に注意を払い、不必要的音を出さない配慮と、音を小さくする工夫をお願いします。

※一般家庭から発生する生活騒音は、法律などの規制の対象となりません。

問合先 環境衛生課

FAX 444-3132

**ごみ収集車(パッカー車)の火災事故防止にご協力ください**

「ごみ収集車の火災事故は「スプレー缶」「ガス缶」「ライター」「乾電池(充電式電池・ボタン電池)」が混入していることが原因です。

車両火災は、重大な事故につながる恐れがあるとともに、収集作業にも影響が出ます。適切に処理することで、火災を未然に防ぐことができるために、安全な回収にご協力ください。

**「スプレー缶」「ガス缶」「ライター」「乾電池(充電式電池・ボタン電池)」の出しお**

①「資源ごみ」として出してください。  
不燃ごみではありません。

収集日は、毎月1回(七宝地区:第

2水曜日、美和地区:第3水曜日、

甚目寺地区:第4水曜日)、午前9時までに、各地域の「ごみステーション」に出してください。

②あま市リサイクルステーション(甚目寺庁舎駐車場内)に直接持ち込むこともできます。毎日:午前9時から午後5時まで(土・日曜・祝含む。ただし12月31日～翌1月3日までは除く)

問合先 環境衛生課  
FAX 444-3132

問合先 津島警察署 交通課  
FAX 0567-24-0110

FAX 443-3555

# 土木



## 津島警察署からのお知らせ

あま市一ツ寺三本松地内の信号機

(一灯点滅式)を

3月ごろに撤去

を予定してお

ります。

撤去の理由は

「災害に弱い」

「維持管理面で

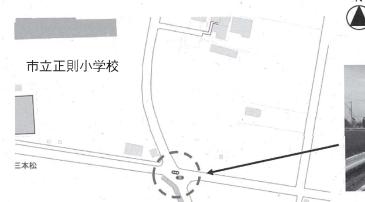
費用を要する」

「通行方法が周

知されていない」等です。

信号機を撤去

【撤去予定信号機 位置図】



総覧期間 1月11日(火)～25日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜・祝日を除く)

問合先 都市計画課(本庁舎)  
FAX 441-7112

総覧場所 都市計画課(本庁舎)  
FAX 441-8387

生産緑地地区の変更案を次のとおり縦覧します。

総覧期間中、「この案に意見のある方は市に対して意見書を提出することができます。

総覧期間 1月11日(火)～25日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜・祝日を除く)

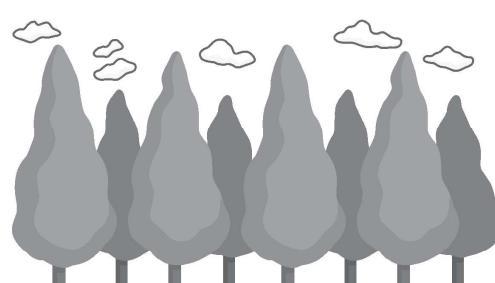
問合先 都市計画課(本庁舎)  
FAX 441-7112

総覧場所 都市計画課(本庁舎)  
FAX 441-8387

# 都市計画



## 名古屋都市計画 生産緑地地区の変更案の縦覧



標識は電光式を設置し、交差点内にカラー塗装等の路面標示で注意喚起することから、これまで以上の安全性が確保されるものと思われます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。